

令和3年7月農業委員会定例会議事録

日時	令和3年7月20日（火）午後1時30分～午後3時26分
場所	さぬき市役所 3階 301、302会議室
	議事録署名委員の指名について
日程第1	諸報告
日程第2	農地法第3条に基づく申請審議について (会長提出議案第1～3号)
日程第3	非農地証明願について (会長提出議案第4～6号)
日程第4	農地法第4条に基づく申請審議について (会長提出議案第7～14号)
日程第5	農地法第5条に基づく事業計画変更の申請審議について (会長提出議案第15号)
日程第6	農地法第5条に基づく申請審議について (会長提出議案第16～18号)
日程第7	農地利用集積計画の審議について (会長提出議案第19号)
日程第8	農業経営改善計画の審査について (会長提出議案第20号)
日程第9	青年等就農計画の審査について (会長提出議案第21号)
日程第10	その他
出席委員	1 楠 豊 2 吉原博美 3 朝倉重弘 4 芳竹和政 5 松岡浩二 6 稲田俊美 7 間嶋正憲 8 大塚ノブ子 9 岡村義弘 10 廣瀬 徹 12 十川隆行 13 岩澤佳宣 14 寒川 巧 15 十河道夫 16 藤澤 明 17 蓮井セツ子(会長職務代理者) 18 松原俊幸(会長)
欠席委員	11 川田政美
事務局	山下智資事務局長 頼富伸次副主幹 脇谷哲士主査、松本美佳主査
農林水産課	玉木省三副主幹 小島拓也主任主事
農地機構	松岡一海農地集積専門員 猪熊 正農地集積専門員
傍聴者	なし

2 ページの左側に掲載しております。

申請地の概要でございますが、さぬき市●●、●●●●●●●●、●●●●●●から南940mのところを位置し、申請地の隣接は田、道路、山林に接しております。申請人は門入ダム建設に伴い、申請地周辺から現住所に転居することになり、平成9年頃から、所有する土地の管理をするため申請地を休憩所、物置、駐車場用地として利用しており、このたび無断転用が判明したため是正を行うものです。なお、地元土地改良区をはじめ、水利組合の同意も得ております。また、始末書も添付され反省の念を示していることから、許可も止むを得ないと考えております。

続きまして、会長提出議案第14号、地区番号5、受付年月日、令和3年7月1日。申請人、●●●●●●●●、●●●●様。申請地、●●●●●●●●●●●●●●番。台帳地目は畑、現況地目宅地。地積144㎡。転用目的、農家住宅の宅地拡張。建築面積253.60㎡。工事着完年月日は、無断転用でございます。平成17年4月1日から平成17年4月30日。農地区分は第2種農地で、備考と致しましては、無断転用で併せ利用地があります。資料は26ページから27ページで、位置図を26ページの左側に掲載しております。

申請地の概要でございますが、さぬき市●●、●●●●、●●●●●●●●●●●●●●から南東約250mのところを位置し、申請地の隣接は宅地、道路、水路に接しております。このたび住宅用地として利用している住宅の一部の無断転用が判明したため是正をするものです。なお、地元土地改良区をはじめ、水利組合の同意も得ております。また、始末書も添付され反省の念を示していることなどから、許可も止むを得ないと考えております。以上となります。

議長（会長）

事務局からの説明が終わりました。なお、本議案につきましては、●●地区、●●地区、●●地区、●●地区の関係案件ですので、代表委員からの調査結果の報告をお願い致します。

まず、最初、●●地区お願いします。

松岡浩二委員

第7号ですが、7月15日に現地確認に行きました。これも事務局の説明のとおり、無断転用の是正案件でありまして、ご審議いただきたいと思致します。

次に第8号ですが、進入路で田んぼと田んぼの間にあり、子どもの家を建てるためにつけたものだと思います。今回、相続の関係でこれが判明したということで、これも無断転用の是正ですので、ご審議よろしくお願ひしたいと思います。

議長（会長）

続きまして、●●地区、お願いします。

岡村義弘委員

9号ですけれども、隣のアパートをしたときに、もう造成は済んでおりました。それと、農業用倉庫はもうそのときに建築したものです。雑種地になっているのでそのときに転用して外れていると思っていたのですが、田からすぐ雑種地になり、雑種地のところに何も申請もなしに田からすぐこの無断転用して造成し、舗装しないまま、後から普通の駐車場で車を置くようにしたこと、それと自分の農業用倉庫をしたのは、最初からもう分かるということから転用したのではないかということなのですが、年数が経過しているのです、もうこれも致し方ないということです。よろしくご審議お願いします。

大塚ノブ子委員

第10号につきまして、ご報告致します。●●の●●さんの土地なのですが、7月17日、全員で現地確認に行きましたところ、この貸駐車場

には既に車が3台止まっておりました。これ無断転用の是正ということで、皆さんよろしいのではないのでしょうかということになりました。

第11号、これも同じ●●さんの土地なのですが、見に行きましたところ、車が1台止まって、あとは畑といますけども、コンクリートが打たれておりました。でも、これも無断転用の是正ということで、よろしいのではないのでしょうかと私たちは認めることにしました。よろしくご審議ください。お願いします。

議長（会長）　　続きまして、●●地区代表委員からの報告をお願い致します。

十川隆行委員　　12号の●●●さんの件ですけども、20年ほど前に、先ほどの説明どおり、ダム建設にかかり、住居移転となり、ここの地域の、田んぼ、畑を管理するための休憩所をつくったんですけども、無断転用であったということで、今回は是正をするということなので、別段仕方なからうかと思っております。よろしくお願いします。

議長（会長）　　続きまして、●●地区代表委員からの報告をお願い致します。

十河道夫委員　　14号ですが、現場のほうを全員で確認致しました。仕方なし、問題なしという格好に判断致しましたが、ご審議のほうをよろしくお願い致します。

議長（会長）　　地区代表委員からの報告が終わりました。議案第13号を除く議案第7号から第14号につきまして質疑等がありましたら発言を認めます。

岩澤佳宣委員　　9号ですが、農業用倉庫が申請地に建っているが、これどんな倉庫が建っているのでしょうか。

事務局　　シャッターつきの、農機具が入る一般的な倉庫が建っています。

岩澤佳宣委員　　そういうことになりますと、雑種地ではいけないのではないのかなと思うのですが、どうなのでしょう。

岡村義弘委員　　書類を見た内容が現況雑種地となっていたので、疑問に思った。雑種地が変わるということは、建物がないから変わるのではないかと。今は、倉庫に変わっている。以前、舗装はしていなかったが、この農業用倉庫が先に建った時に舗装して、その後、アパートの駐車場が足りないから追加した。今は、駐車場としても利用しているので、舗装もしており、是正するから、致し方ないだろうという判断に至っています。

議長（会長）　　岩澤さん、今ので、よろしいでしょうか。

岩澤佳宣委員　　はい。

議長（会長）　　ほかにございませんか。

全委員　　「質疑なし」との声あり。

議長（会長）　　それでは、議案第13号を除く議案第7号から第14号につきましてお諮りします。議案第13号を除く議案第7号から第14号について異議ありませんか。

全委員　　「異議なし」との声あり。

15号、地区番号3、受付年月日、令和3年7月1日。譲渡人、●●●●●●●●●●、●●●●●●●●●●様。申請地は●●●●●●●●●●番●他3筆、計4筆。台帳地目、畑2筆、田2筆、現況地目、雑種地3筆、道路1筆。地積合計1,426㎡。変更前の事業計画、飲食店、駐車場、進入路。変更後の事業計画、資材置場、進入路。農地区分、第2種農地。備考と致しましては、転用目的の変更で、資料は28ページから31ページ目でございます。位置図を28ページの左側に掲載しており、資料29、30が変更後、31が変更前の計画でございます。

申請地の概要でございますが、さぬき市●●、●●、●●●●●●●●●●から南西へ約500mに位置し、今回の申請地は、平成20年に住宅展示場として許可を受けていた事業が行われなかった土地を、平成25年に申請者が飲食店、駐車場、進入路として利用するために承継した土地であります。しかしながら、コロナ渦の影響もあり事業費等が拡大したため、計画を断念せざるを得ない状態になり、エクステリア業を行う申請者が県内に持つ資材置場が飽和状態になったこともあり、このたび資材置場、進入路として事業計画変更を行うものでございます。以上となります。

議長（会長）

事務局からの説明が終わりました。なお、本議案につきましては、志度地区の関係案件ですので、代表委員からの調査結果の報告をお願い致します。

岡村義弘委員

15号について説明します。最初は、もともと畑があったので転用したのですが、一時この地主が1枚にしており、この真ん中に今、排水路を取っているということで、その分、現況復旧して設置したもので、今、採石置場が変わっているのですが、その採石置場はもともとここでするようにしていたのですけれど、これも今回来て、説明を受けたときには、碎石の囲いというのですか、それが全部きれいにしていないので、量が過ぎたら下へ行って、下はこれ、下の地図で見たら上になるのですけれど、これが東側ですけれど、これがちょうどそっちのほうへ流れ出るのではないかと。そういう対策もこれちょっとしてないので、またそれはどうなるのかは、そのときの現況を見た限りでは分からなかったもので、その辺ちょっと引っかけたのですが、こっち側の雑種地になっている木が植えられているのですが、ここは、もともと、もう死んだのですけれど、僕の同級生が買って、これも野菜の栽培地として人に貸すような方法で区切っていたのですが、今回はそれを全部もう重機でならしてしまって、太い木だけが残っています。その辺に関して、雑種地とみなすのか、どちらかを皆さんの判断よろしくお願いします。

議長（会長）

地区代表委員からの報告が終わりました。議案第15号につきまして質疑等がありましたら発言を認めます。

寒川委員さん。

寒川 巧委員

今、説明があったので大体分かるんですけど、畑として機能は難しいのですか、現状は。

岡村義弘委員

右側のところが半分は、耕せば畑として。

寒川 巧委員

やれる可能性があるのですか。

岡村義弘委員

木はどっちもある。

寒川 巧委員

そうすると、今お持ちの会社は畑はやる気がないということね。

岡村義弘委員	最初、この畑を転用したとき、計画どおりできるということで何とか進めた。今、現況、ちょっと重機入れて、もう整地しているので畑に戻せない。
寒川 巧委員	そうすると、雑種地にしてするということなら、地元、周りの人に影響はどうか、特になさそうですか。雑種地になっても。
岡村義弘委員	残土を積み上げて、まわり全部、擁壁もなく、現状の法面で計画しているので、そのあたり、碎石も置いたりするので、その点、少し疑問はあるんです。
寒川 巧委員	判断は難しいとは思いますが、やっぱり畑でしたら畑を耕作して、耕作したりなんかしている状態は畑でいくんだと思うんですけど、このような状態ではやはり雑種地にしたいというのは止むを得ないかなというふうには感じました。私の意見ですけど。よろしくお願いします。
議長（会長）	これ私、ちょっと記憶はあるのですが、これレストランして、ショートタイムするようなどこだったと思うのですが。
寒川 巧委員	それは大分前。
議長（会長）	それが、●●でそういうようなものができるのかなと話題になった。
岡村義弘委員	当人は歌手と同じぐらい歌もうまいし、それぐらいはできるんじゃないかという話は聞いたんですけども。
議長（会長）	それ10年ぐらい前でないかな。
岡村義弘委員	今回、本人へ聞いても、何もなくその人は言ってくれなかった。 碎石置場だけでは無理と思ったが、今回、資材置場なのでいけるのではと判断するものです。
議長（会長）	ほかにございませつか。
全委員	「質疑なし」との声あり。
議長（会長）	ないようですので、それでは、議案第15号につきましてお諮りします。 議案第15号について異議ありませんか。
全委員	「異議なし」との声あり。
議長（会長）	それでは、議案第15号を原案のとおり認めることとし、香川県へ進達致します。 続きまして、日程第6 農地法第5条に基づく申請審議について、会長提出議案第16号から第18号及び農地法第3条に基づく申請審議について、第1号を議題とし、一括上程致します。なお、今月の議案で、第1号及び第16号は●●委員の関係する議案になり、除外対象議案になりますので、後で別審議と致します。 それでは、事務局より説明を求めます。
事務局	農地法第5条に基づく申請審議について、今回の5条申請の案件は3件ございまして、筆数は3筆、面積にして317.16㎡でございます。 それでは、個別の案件について説明致します。議案書6ページでございま

す。会長提出議案第17号、地区番号2、受付年月日、令和3年7月1日。譲渡人、●●●●●●●●●●、●●●●様。譲受人、●●●●、●●●●様。申請地、●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●番●●。台帳地目、現況地目ともに畑。地積30㎡。転用目的、住宅への進入路拡張。建築面積102.86㎡。工事着完予定年月日、令和3年9月1日から令和4年8月31日。権利は使用貸借権の設定で、農地区分は第2種農地でございます。備考と致しまして、併せ利用地があり、資料は34ページから35ページで、位置図を34ページ左側に掲載しております。

申請地の概要でございますが、さぬき市●●、●●●●、●●●●●●●●北東約1.2kmに位置し、申請地の隣接は畑、道路、宅地に接しております。申請人は現在借家に住んでおりますが、両親の近くの宅地に分家住宅を建築しようと計画していたところ、建築基準法により進入路の拡張が必要となったため申請に及んだものです。地元土地改良区をはじめとする同意も得ております。

続きまして、会長提出議案第18号、地区番号3、受付年月日、令和3年7月1日。譲渡人、●●●●●●、●●●●●●様。譲受人、●●●●●●、●●●●●●様。申請地、●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●番●●。台帳地目、現況地目ともに畑。地積287㎡。転用目的、非農家の自己住宅。建築面積96.26㎡。工事着完予定年月日、令和3年9月1日から令和4年2月28日。権利は使用貸借権の設定で、農地区分は第2種農地、備考と致しまして、資料は36ページから37ページで、位置図を36ページ左側に掲載しております。

申請地の概要でございますが、さぬき市●●、●●●●、●●●●●●●●北東約2.5kmに位置し、申請地の隣接は畑、ため池、宅地、水路、道路に接しております。申請人は現在借家に住んでおり、妻の実家の近くで住宅を新築しようと計画し、申請に及んだものです。地元土地改良区をはじめ、水利組合の同意も得ております。以上となります。

議長（会長） 事務局からの説明が終わりました。なお、本議案につきましては、●●地区、●●地区の関係案件ですので、代表委員からの調査結果の報告をお願い致します。
まず、最初、●●地区からお願いします。

松岡浩二委員 第17号議案ですが、現地確認を行いました。事務局から説明していただいたとおりでございまして、特に問題はないと思います。よろしく申し上げます。

議長（会長） 続いて、●●地区からお願いします。

大塚ノブ子委員 第18号の説明を致します。●●●●●●の●●さんですけれども、17日にみんなで現地確認を行いましたところ、大変環境のよい、空気のきれいな海の近い、ここで家づくりもいいなど、みんなそう言いながら、これもよろしかろうということで、私たちは認めることにしました。よろしくご審議ください。お願いします。

議長（会長） 地区代表委員の報告が終わりました。議案第17号及び18号につきまして質疑等がありましたら発言を認めます。
ございませんか。

全委員 「質疑なし」との声あり。

議長（会長） それでは、議案第17号及び18号につきましてお諮りします。議案第17号及び18号について異議ありませんか。

ざいまして、設定面積については土地の面積から農地法5条の転用面積を除いた面積となり、農地法3条第2項ただし書の「区分地上権等が設定される時」に該当し、下限面積等の不許可の例外に当てはまります。以上となります。

議長（会長） 事務局からの説明が終わりました。なお、本議案につきましては●●地区の関係案件ですので、代表委員からの調査結果の報告をお願い致します。

松岡浩二委員 第1号議案と第16議案ですが、この●●さんは、昨年か一昨年か、同じような形で営農型太陽光発電設備を使って、実績はブルーベリーを今きちっと作られております。今回は水稻ということで、実績もありますので、ぜひ認可いただきたいと思います。よろしく申し上げます。

議長（会長） 地区代表委員からの報告が終わりました。議案第1号及び第16号につきまして質疑等がありましたら発言を認めます。
ございませんか。

吉原博美委員 事務局にお聞きします。第1号と第16号ですが、区分地上権と、それと5条の関係はどうなっていますか。

事務局 5条についてからなんですけど、まず、営農型太陽光発電設備ということで、先月のレモン栽培のときと同じように、転用の面積については、杭の面積が転用面積になります。空中地上権についてなんですけど、空中部のパネルの部分について設定されるものではあるんですけど、空中ということになるので、登記面積から転用面積を除いた面積が空中地上権の設定という形になります。

吉原博美委員 そうしたら、パネルがつくのですか。

事務局 上にパネルがつきます。あくまで上の部分は事業所、●●●●さんのものになるので、そういうふうに空中地上権の設定をするものでございます。

吉原博美委員 そしたら、普通の太陽光だったら、下にコンクリート舗装をすとか砂利とかしていますが、それが稲を植えるということ。

事務局 そういうことです。下の耕作者と上の利用主が違うという形で、2つの権利があるということで、3条の空中地上権の設定と5条という形で2つの申請が必要な制度になっております。

吉原博美委員 5条が支柱というかことですか。

事務局 そうです。

吉原博美委員 3条はそのパネルの下の部分が3条ということ。

事務局 パネルの上です。農地の上の部分を3条の区分地上権の設定。一般的には3条は農地に関するものになるのですけれど、2項のただし書では、地役権の設定とか地上権の設定というのは3条で行う、例外的な規定で行うようになるので、あくまで農地の上の部分のパネル部分の設定が今回の3条申請の設定になります。3条になるのです。

吉原博美委員 それは分かりますが、それが3条申請ですか。

事務局 3条の例外的な規定の部分で、そういうふうな取扱いになっています。

事務局 あくまでも●●●●さんが発電に係る部分の設定に関しての転用と3条の地上権設定です。

吉原博美委員 そうしたら、下の稲を作るのは●●さんが作ると。

事務局 そうです。

吉原博美委員 稲できるのですか。

事務局 高さも取られて、実績等について香川県内にあるか確認したところ、●●●●のほうで一応実績というものがあまして、そこではうまくできるといような報告を受けています。

吉原博美委員 分かりました。

議長（会長） ほかにありませんか。藤澤委員さん。

藤澤 明委員 参考にちょっと聞いておきたいのですが、これパネルを設置する架台の高さはどれくらいですか。数字がいろいろ出ていますが、これは、どれを見たらいいのかが分かりません。

事務局 パネルの設定は、高さについては3.1mから3.2mいう形になっております。

藤澤 明委員 それともう一つ、これも参考に、今、言われたレモンとかという実績があるという話ですけど、現在、さぬき市内で営農型というのは何件ぐらい許可しているのか、分かればお願いします。

議長（会長） 件数ですか。

藤澤 明委員 件数もしくは、内容がどういうものか分かればお願いします。

議長（会長） ●●地区では椎茸をやっている。それから●●地区はどうですか。

事務局 ないです。

議長（会長） それから、●●地区の●●さんがブルーベリーをやっています。ブルーベリーと米をするようになっている。

事務局 先月出たレモン栽培と合わせて3件が審議に上がって、これも許可になっています。

藤澤 明委員 分かりました。

議長（会長） ほかにございませんか。

十川隆行委員 営農型なので、下へ営農しない場合どうなるのですか。取消ですか。

事務局 そうです。営農ができなかったら撤去という形です。撤去です。

十川隆行委員	多分、●●さん、20年の契約をしていると思いますが。
事務局	それはあくまで太陽光設備の話です。あくまで農地法上では営農ができなければ撤去しなければならないものにはなります。
大塚ノブ子委員	これ今、3件あると言いましたけども、全て第1種農地ですか。それは関係ないのですか。先月の●はどうですか。
事務局	●は第1種農地です。
大塚ノブ子委員	これも第1種農地ですか。
事務局	これも第1種農地です。
議長（会長）	今回の申請地の●●地区は基盤整備していますから、●●さんの農地は1種農地です。 ほかにございませんか。
大塚ノブ子委員	そうしたら、基盤整備で太陽光をすとなったら、こういう仕方をしなければならないのですか。
事務局	しなければならないというよりは、そういうことが、できるという話です。基本的には、2種、3種で白地であれば、一般的な太陽光をされる方というのが多いです。
大塚ノブ子委員	第1種農地は。
議長（会長）	1種農地なので、営農型でないといけない。
事務局	1種農地の永久転用はだめですが、営農型なので。
大塚ノブ子委員	分かりました。
議長（会長）	稲田さん。
稲田俊美委員	今言っていましたレモンとかブルーベリーとか稲を作るとかで、もし稲を作っているものが、ほかの作物に変わるのはいいのですか。今、ブルーベリーとかレモンとか。
議長（会長）	申請外、申請からほかへ変わるというわけ。例えばレモンの計画でブルーベリーに変わるとか。
稲田俊美委員	米作りを果樹に変更とかということは構わないのですか。
議長（会長）	それは今までなかったと思いますが。
事務局	ないと思います。
議長（会長）	それありましたか、今まで。
事務局	いや、今まではない。

議長（会長）	なかったですね。
事務局	状況に応じてですが、今、Q&Aで出ているのは、勝手に変えるというのはできなくて、計画変更等々で協議をした上で変えられるということになります。
議長（会長）	申請しているから、それで許可になっている。それを変えたのだったら、もう一回、申請のし直しになるのではないかと。主たる作物だけは。
稲田俊美委員	ほんとうに稲みたいなんはできるのか。3mも空けたら光は入るのか。
議長（会長）	高さは、3m25までいける。
稲田俊美委員	ものすごく工事にお金がかかるように思うが。
議長（会長）	この頃、割と高さに関係なく、単価はあまり変わらない。安いと聞いている。普通のものと同じ。高さだけの差だけだから、そんなに多くは変わらない。
稲田俊美委員	よく分からないです。現場を見てみないと分からない。
議長（会長）	●●●、今期、●●さんから出ているが、前回、その奥側も●●さんからブルーベリーで申請が出ています。そこも見たら、きれいに、きちんと作ってました。ブルーベリーは鉢植えで下へずっと置いていました。あれ鉢植えでした。プラスチックの鉢植えでした。それは、きれいにしていました。あれだったらできると思います。 ほかにございませつか。
全委員	「質疑なし」との声あり。
議長（会長）	それでは、議案第1号及び第16号につきましてお諮りします。議案第1号及び第16号について異議ありませんか。
全委員	「異議なし」との声あり。
議長（会長）	それでは、議案第1号及び第16号を原案のとおり認めることとし、香川県へ進達致します。 退席されている●●委員の再入場を認めます。 (●●委員 着席)
議長（会長）	日程第7 農用地利用集積計画の審議について、会長提出議案第19号を上程致します。 では、事務局より説明を求めます。
事務局	会長提出議案第19号についてご説明致します。 農地の貸し借りについてで、議案書の7ページから10ページの説明となります。個人が6件、法人1件、中間管理機構19件の合計26件となっております。26件のうち新規22件、再設定4件となっております。26件のうち貸借権4件、使用貸借権22件となっております。貸借権の内訳としまして、物納が1件、2万円が1件、5,000円が2件となっております。

うことで、経営改善計画の認定申請書を提出いただいております。

この方につきましては一度、先月6月の農業委員会におきまして改善計画のほうを報告し、ご審議をいただき、その際、経営内容に関する資料が不十分であったとのご指摘を受けましたため、最終的な結論が保留となっております。

このたび本人より質問に対する追加の資料として、お手元にお配りしておりますカラー刷りのA4、1枚の資料の提出を受けましたので、その内容についてお目通しいただき、改めて内容のご審議のほどをよろしくお願い致します。

この方につきましては、先ほど面接のほうも致しましたので、またちょっと内容のほうも見ていただければと思います。

改善計画の説明に関しては以上です。何かご質問等があればお願いします。

議長（会長）

事務局からの説明が終わりました。本議案につきましては、●●地区、●●●地区の関係案件ですので、地区代表委員からの補足事項等がありましたら、報告をお願い致します。

まず、最初、●●地区からお願いします。

松岡浩二委員

●●さんはご家族で長年営農をしておられます。既にもう第2棟目、今のハウスの東側に完成間近の状況ですので、これからも頑張ってもらいたいと思っております。以上です。

議長（会長）

続きまして、●●地区代表委員からの報告をお願い致します。

大塚ノブ子委員

●●さんの件なのですけれども、私は初めてこういう案件をいただいて、びっくりしました。経験のないことですし、おとといの日曜日、●●地区の稲田さんと間嶋さんと私とで、ちょっと心当たりのところを当たりました。●●さんの経営の仕方、●●さんの指導者が●●さんなのです。●●さんの話を聞きますと、私たちに想像ができないほど超現代的な農業のやり方なのです。これが頭では理解できるのですけれども、不思議なことだらけです。皆さんいろいろ聞いてみてください。稲田さん、間嶋さん、どう思いますか。

間嶋正憲委員

何か話に全然ついていけなかった。何か、●●●のほうにも結構PRしたり、全国各地、●●に行ったり●●に行ったり、もともとIT企業を運営されて、そういうコンピュータ関係を全部利用されてするのだろうと思うのですが、キクラゲ自体が結構、今、ある人に聞いたら、お寿司屋さんでもぼちぼち出ているらしいので、将来的には結構、需要が結構あるのかなと思います。ただ、●●さんが●●からどれだけの日数で、さぬき市まで来てやれるのかといえ、●●さんの息子さん2人が一緒にいるそうなので、その2人は大丈夫かなと思うのです。先端をいっていますので、よく分からないです。

稲田俊美委員

おととい●●さんと会ったので、●●さんと2人、会ったのですけれども、確かに話はうまい人で、こっちがやられたというか、そういう感じで、考えることは走っているなと思うし、ちょっと横で考えたら、●●さん、無理に認定農業者に今ならないで、そこで研修とかして、何年かしてから申請したら、一番いいと思うが、ちょっと期間が短過ぎるのと、●●からこっちへ通うのは、ちょっと、私もハウスをしているのですが、100mぐらいのどこを何かが足りないから、もうはや車で走って帰るのが大儀になるとか、そんな感じだから、●●さんそこへ行けばそれは、あるのだろうけど、家に用事

ができたとか何かあるはずなのです。そこから通うというのはちょっと無理かなという感じがします。はっきり言って、走り過ぎて分かりません。

議長（会長）

ほかにございませんか。
元銀行員のベテランが言われているようでは、現地確認はなかなか難しかったと思いますが、ほかにございませんか。

芳竹和政委員

これは補助金をもらうための申請が入っているのではないかなと思われるのですが、個人的にちょっとでも経験を積んでから申請を上げるのが説得力もあるし、数字だけでは実際、どんなものか分からないと思います。

議長（会長）

今までの申請の仕方とは違いますね。このやり方は。

芳竹和政委員

多分ここでオーケー出したら、また次から次と同じようなことの可能性はあります。

議長（会長）

●●地区はこんなやり方がすぐ認めてくれるということを耳にしたのですが、今度、●●地区の会長に会ったら聞こうと思っています。

芳竹和政委員

●●へ行ってやってもらったらどうですかね。

議長（会長）

ほかで受けてくださいと言ったのですが。

岩澤佳宣委員

なぜ、●●でしないのですか。

議長（会長）

それも言いました。

大塚ノブ子委員

指導者が●●さんで●●にいるから、●●さんのところなのですと。指導者の●●さんに●●まで来てもらうのは気の毒なので、そう言うのです。なんか矛盾だらけなのです。

岩澤佳宣委員

それは言うだけ。どこへ行っても勉強できるのでは。

議長（会長）

岩澤君。

岩澤佳宣委員

勉強しようと思ったら、どこへ行ってもできるでしょ。●●で作ろうと思ったら作れるでしょう。初めて作るものでも僕らでも、ほかへ行って勉強して、自分のところでやる人はたくさんいる。新規就農している人も苦勞して、自分なりにいろいろ聞き回って、ゼロから、農地がないところから始めています。実績がなかったら、そういう自分から行動しようという熱意がなかったら、言葉だけでは僕は信用できません。以上です。

議長（会長）

ほかにございませんか。
藤澤委員さん。

藤澤 明委員

ちなみに、前回のときもちょっと引っかけたのですけれど、これ確かに●●からという話ですけど、最近やっぱり全国的に多いのは、会社、農業法人を立ち上げて、例えばここで、香川県で農業をしても、●●とか●●とかで農場を持ってというのが最近はやりなのです。

そういうはやりに乗った形でこういうことが起きているのかなとは思ったのですけれど、これ、個人だから●●から通えるのかという話にどうしても執着するのですけれど、私が思うのは、これだけの会社やっている人だった

ら、個人じゃなく会社名義にして、●●さんところに社員が弟子入りして、その子が農場で頑張るのでと、これだったら許可ができるのですか、反対に。反対に個人が、この人が、●●さんという人が来ないといけないという前提でやっぱり考えているから、いや、無理、無理という話ですけど、これ反対に、会社名義にして社員がするのは。

議長（会長）　　これ奥さんが●●さんと一緒に会社をしているのです。代表者が、この人の奥さんで代表者なのです。●●さんがしているところの。

藤澤 明委員　　それとは別に農業法人を立ち上げてしたらいい話で、だから、今、皆さん言っていることはすごい僕も分かるのですが、ある意味、抜け道として、これだけの人だったら、反対にそこまで考えられる人なのに、何でわざわざ個人でこういうことをしているのかというのが、反対に僕にしてみたら分からなくて、これ不許可になるのだったら、反対に、法人にして従業員がきちっとそういうところ勉強して数字くむのをお願いします言うたら、これは、この農業委員会としては許可になるのですかね、反対に。

大塚ノブ子委員　それが、本人はあくまでも個人経営で行いますと言うのです。会社組織にはしませんと。

藤澤 明委員　　そうならば、なおさら理解できない。

大塚ノブ子委員　　だから、何かがあるのだろうと思うのです。

議長（会長）　　朝倉君、若い人、どう思いますか。

朝倉重弘委員　　さぬき市に住所を移してもらったほうがいいのではないのでしょうか。●●ですか、●●さんの近くにアパートなどを借りて、その住所で同じ内容で申請しても、まだ疑問が残るぐらいなので、できたらこちらに住所を構えてもらって、何年か、2年、3年、キラゲが出荷できるようになって、もう1回規模を拡大したいので認定農業者として申請してもらって、公庫資金等の金も利用して、拡大していってもらうのが、農業をやっている者としては一番いいのではないかと思います。先程、藤澤さんが言ったように、●●●に農場が何とかという人もいますけど、それとはまた話が、法人じゃないので。やはり、さぬき市に住所を移していただいて、修業していただいてから認定というのが、農業をやっている者としては順番かなと思います。

議長（会長）　　楠委員さん。

楠 豊委員　　結局、実績がないことがいけないと。この人が●●●で作って出しているとか、どこか他の県で自分で立ち上げて生産しているから、香川県へ来て、認定してくれと言うので来るのなら問題はないのだろうけど。実績がない、帳面だけで出されると、ちょっといけないと思う。次のときも実績がない人が突然、こういう話でお願いすると持ってきて、一度通しとていれば、もう次、通さざるを得ないと思いますし。

議長（会長）　　農林課の方、よく聞いていてください。こんなことまたあるかもわかりませんから。
岡村さん。

岡村義弘委員　　結局、ずっと聞いていると、今の認定農業者の概念が全然違ってきている。僕も●●●では、1桁ぐらいの早くになったほうですけど、その頃はも

うこんな、今言う実績と、それができたものとあって、それから、機械の金を借りるのも、面積と、それに応じてコンバインでも刈り刃が何ぼとか全部、トラクターの馬力とか、そういうものも全部、前は規制があったです。農林水産課の話聞きいたら、新規で、めくら判じゃないけど、書いて出せば全部通るのかと思うような話の仕方をしているから横で聞きいて、全然変わったかなと思う。僕が死んでから、大分たってから変わるのならしいけど、まだ目の黒いうちにこんなに変わるものかと思うぐらい。これですぐ許可出していたら、今言う新規就農も認定農業者も、最初からの概念が全然変わると思う。

議長（会長） 認定は今までどおりで変わってないですよ。こういうようなやり方は初めて来た。

岡村義弘委員 普通借りるのでも、僕らの頃でしたら、農業士になったりする場合でも所得とか、収入とか全部上がって達成しないとそれ以上認めてくれないのに、こういう申請書だけで、金額見ていて、これで通るのかと思うけれど。

議長（会長） 岡村さん、ちょっと勘違いしないでください。これで通るのでなく、審議しているだけで、通ってはない。

岡村義弘委員 今まで通ったものもある。

議長（会長） これでは通っていないので、今は。審議して、みんなの多数決で決めるから。

岡村義弘委員 今回みたいなものは、特例でもう全然、僕らから考えたら、頭の中へ入らないような話です。その辺だけは一言言っておきます。

岩澤佳宣委員 これが新規就農だったらちょっと変わってくるのですが、もうたちまちすぐ認定農業者でしょ。

農林水産課 そうです。

岩澤佳宣委員 普通みんな新規就農してから認定取っているわけでしょ。

農林水産課 この方の場合、年齢的にちょっと認定新規就農者になることができないので、現状ゼロなのですけれど、もう認定農業者に。

岩澤佳宣委員 そしたら実績をつくってこいということ。住所をこちらに変えるとか。基本ができてない。

農林水産課 今の認定農業者の認定の基準というのが、何をどこまで達成したら認定農業者やというところまでが、結局、今、5年後の470万の計画というのが今大きくあるだけなのです。この前、会長とお話させてもらったときも、楠さんが言われたように、実績も必要じゃないかという話と、うちと普及センターで計画をつくるときに、農業委員会の事務局もこういう新規の人が相談に来たときは一緒に入れてくれということで、今後こういう新しい人が来たときは直していこうとは思っています。それと、さっき言われた、最低1年間はもう農業経営をして、実績を出せとか、そういうのをもうその段階でちょっと話をするようにしますので、そこら辺をもう少し農業委員さんと協議させてもらって、ある程度ルールというか、審査方法をつくれたらと思っています。

岩澤佳宣委員　　ゼロからというのはちょっとおかしいです。定年してから認定受けている人もいますけど、それはやっぱり自分ところを辞めてから農業の拡張をしたり、何かをしているから、実績があるから認定を受けられるのであって、ゼロからだから何もないでしょ。計画だけだったら誰でもできる。

議長（会長）　　ほかにございませんか。
廣瀬さん。

廣瀬 徹委員　　ちょっと皆さんの議論が全部は理解できていないのですけれども、どうしてこの香川の地を選ぶかという部分ですけども、もし、私の知識からいえば、キクラゲというキノコが一番好む最適の木材、それが香川県にだけしか生息してないとか、そういうのであれば、その木を木くずにして、それを培地にして、それがベースになります。そして、その培地の、キクラゲの菌が一番繁殖しやすいpHにコントロールしたり、栄養分であるいろいろな物質を添加したりして、そういう培地を作る処方、そういった核になる技術というのが、その人が持っているのではなくて、恐らくどこかの会社が持っていて、それを提供するのじゃないかなと安易に思いますけれども、だから、恐らく香川の地を選ばなければならない根拠というのは全くないのじゃないかなと思います。だから、いろんなキノコの種類によって一番最適の木というのが、木材があるのですよね。だから、恐らくそういうものはどこでも流通に乗って運んでこられるものだろうと思うのです。そうしたら、●●でもできるはずで、わざわざ香川まで来て、香川の農地を取得する必要というのは全く考えられないです。根拠としては。多分、本来、大手のキノコ会社というのは、そういう培地を作る処方を、処方の技術を持っていて、それを特許権を持っているわけです。それでその事業を開始するわけです。だから、そういう一切のバックグラウンドになる技術を持っていない人が突然に何かこういうことを言い出すというのは、もう全く信用できる要素は、ないです。そう思います。

大塚ノブ子委員　　その菌床の原木。原木ではない、菌床というのですか、あれ。それを県外から仕入れるのです、この人。

廣瀬 徹委員　　どこから仕入れるのですか。

大塚ノブ子委員　　県外から仕入れますと言われました。ちゃんとできた品物を仕入れて。

廣瀬 徹委員　　そしてそれを、培地を作るための処方といいますか、そういった技術的な部分。

大塚ノブ子委員　　ないと思う。●●さんところもそれを仕入れていると言いました。

廣瀬 徹委員　　●●さんところがですか。自分ところで何年間かいろいろ試行錯誤して最適の技術をつくり上げているのですね。

議長（会長）　　●●さんは、今年ですねキクラゲは。

大塚ノブ子委員　　ハウスの中へ入れて、それを温度管理して。

廣瀬 徹委員　　いや、そういったベースがなければ、1年や2年で軌道に乗るような話じゃないのですよね、キノコというのは。

大塚ノブ子委員	だから不思議なのです。
朝倉重弘委員	●●さんは機械を作っているのですか。
議長（会長）	変わりました。イチゴと言っていましたが。イチゴからいつの間にか変わりました、キクラゲに。
農林水産課	イチゴもハウスの中では作っていたところもあります。1棟。
事務局	1棟ではないです。1棟の中の4分の1です。
議長（会長）	どうですか。吉原さん。
吉原博美委員	大体出たのと違うの。
議長（会長）	みんな1人ずつ意見は、言っていない人がいたら。吉原さん、言っていないでしょ。これに関して。
吉原博美委員	意見、大体もう出尽くしたと思うので、もう採決したらどうですか、農業委員会としての意見を採決したら。だから、私が思うのは、ある程度実績が必要だろうと思います。
議長（会長）	ほかにございませんか。
全委員	「質疑なし」との声あり。
議長（会長）	それでは、農業経営改善計画の審査について、初めに、議案第20号の番号1についてお諮りします。議案第20号の番号1について異議ありませんか。
全委員	「異議なし」との声あり。
議長（会長）	それでは、原案のとおり承認することと致します。 続きまして、議案第20号の番号2についてお諮りします。議案第20号の番号2については、経営改善計画の中で、経営規模の拡大に関する事、生産方式の合理化に関する事、農業従事者の態様に関する事等に問題があると意見することとしてよろしいでしょうか。
全委員	「異議なし」との声あり。
議長（会長）	十河委員さん。
十河道夫委員	あとまた農林課も含めて●●さんに説明すると思うのですが、きちんとしたルールがまだこちらもできてないのですが、一応こちらの、実績を積んでほしいとか、できたら●●からこっちへ通うのではなくて、奥さんもこっちにいる、それで経営しているから、こちらへ来てもらってしてもらったらどうかなど。だから、1年でも2年でも実績を上げてくださいよということをお願いして、結果的には承認にならなかったのですが、だけど、これから3年、4年たって、キクラゲがすごくよくなったという話になると、またいろいろ出てくるとは思うのですが、キクラゲだけじゃなくて、私らは新規就農を非常に期待しているから、騙されるともうショック大き過ぎるので、できるだけ今後の部分を考えて条件を考えていただきたいと思います。

以上でございます。

議長（会長）

それでは、問題ありと意見することと致します。

続きまして、日程第9、青年等就農計画の審査について、会長提出議案第21号を議題と致します。

それでは、事務局より説明を求めます。

農林水産課

では、会長提出議案第21号、青年等就農計画の審査についてご説明させていただきます。21号の番号1番をご覧ください。あと、手元にお配りさせていただいておる青年等就農計画認定申請書をご覧ください。

では、説明させていただきます。お名前が●●●●さん、●●●●さんです。ご住所は●●●●●●●●●●番地。昭和●●年●月●●日生まれの●●歳。この資料の生年月日、日付が間違っています。申し訳ないです。認定新規就農者として活動する計画の提出を受けております。

夫の●●さんは●●●の●●●●で乳牛管理等に携わられており、このたび新規に就農するため、酪農経営の準備を進められております。●●●●●●●●●●と●●●●●●●●●●で牛舎と農地を借地することとしており、地域の担い手として期待が高まっております。妻の●●さんも、同じく●●●●●●●●●●で搾乳、繁殖等のサブリーダーとして酪農に携わられておりました。

このたびお二人で、ともに認定新規就農者として認定をされ、酪農をするという就農計画を立てておられるに当たりまして、お互いの責任と役割を明確にし、これからの農業経営を軌道に乗せていくために家族経営協定を結ばれております。

農業経営の構想と致しましては、乳牛を中心とした酪農経営を行い、農業の所得の向上を目指します。

改善計画の農業経営の規模に関する目標のところを見ていただいたらと思うんですけども、乳用種・搾乳牛の飼養頭数を5年後に36頭、生産量347tを目指します。飼料作物は5年後に51aに増やし、生産量25tを目指します。また、自家育成の育成牛・未經産牛については5年後の飼養頭数を10頭とすることを目指します。

農地につきましては、5年後に借入地を田が13a、畑が66a、採草放牧地が51aにまで増やす予定です。機械・施設につきましては、就農計画の目標を達成するために必要な措置に記載されておりますように、日本政策金融公庫の青年等就農資金による融資を受け、導入をしていく予定です。

年間農業所得につきましては、5年後には508万7,000円を目指します。

大変意欲もあり、将来性もある方でございますので、認定についてのご審議をお願いします。説明としては以上です。

議長（会長）

事務局の説明が終わりました。この案件につきましては、●●地区が生活の場所、仕事するところは●●の場所になりますので、●●地区は●●で生活するので、寒川委員さん、補足等がございましたらお願いします。

寒川 巧委員

申し訳ありません、私1回しか会っていないので、ただ、若い方が空き家になっているところへ入っていただいて、これから専業農家でやっていきたいというふうに本人夫婦がおっしゃいましたので、非常に期待しているので、内容については初めて今日見せていただいております。だから、お会いしていますけども、詳しくは分らんけど、一生懸命やろうということを意欲だけは感じております。よろしく審議をお願いします。

議長（会長）

その旨はヒアリングのときに申し伝えてあります、本人に。

十河委員。

十河道夫委員 補足になりますけど、ご夫婦とも●●●のほうで10年以上酪農に携わってきておりますし、奥さんのほうは酪農大学ということで、地域の指導的な資格も持っているようですので、全く問題ないと思います。これからも、今、酪農する方が減っているようなのですが、新規で来られるということですので、大変うれしく思いますので、よろしくお願い致します。以上です。

議長（会長） 芳竹委員さん、地元ですから、●●さんの補足説明をお願いします。

芳竹和政委員 ●●さんですが、●●●●の場長でしたが、社長との意見が合わないで辞められたらしいのです。2人ともすごく熱心で、ほかのことをすると言っても多分できないと思いますし、牛飼いしかできないと思います。たまたま私の近くに酪農している方がちょうど廃業なされて、その施設をそのまま借りるということで、今後期待できるのではなかろうかなと思われまので、どうぞよろしくお願い致します。

議長（会長） 地区代表委員からの報告が終わりました。議案第21号について質疑等がありましたら発言を認めます。
稲田委員さん。

稲田俊美委員 年間労働時間6,000時間と今なっているので、ちょっと割ってみたら1日16時間。こんなにしないといけないのか。365日で割ったらな。

議長（会長） ちょっと聞き取りづらかった。

稲田俊美委員 年間6,000時間働くという。6,000時間といたら1日16時間の365日。こんなに働くことかな、もう休みなしで、そのぐらいしないといけないのですか。

廣瀬 徹委員 出産とか何かあって、晚ずっと付き添いでやっているという話をよく聞く。1日中、24時間ぐらい。

大塚ノブ子委員 それと、この人はまだ新しく来て基礎ができてないから、もうこれにかかったら最初は時間要ると思います。だから、落ち着いてきたら。

議長（会長） これは乳牛やから搾乳もあるし。搾乳は朝早いでしょ。

大塚ノブ子委員 そう。牧草も作らないかんし。

議長（会長） この頃、3回しているかな。それと、分娩のときは一晩中ついてないといけない。ちょっとトマトとは違う。

芳竹和政委員 この計算は2人分じゃないですか。

議長（会長） 2人分にしたらって、3,000時間いうたら多いですね。

議長（会長） ほかにございませんか。

全委員 「質疑なし」との声あり。

議長（会長） それでは、農業経営改善計画の審査について、議案第21号についてお諮

りします。異議ありませんか。

全委員

「異議なし」との声あり。

議長（会長）

それでは、原案のとおり承認することと致します。
本日上程の議案については以上ですが、その他で何か、事務局ありませんか。

朝倉重弘委員

ちょっと皆さんにご意見をお伺いしたいのですが、実は、農業委員をやられていた、お亡くなりになりましたけども、●●●●さんという方が●●●●におられるのですが、その奥さんから、実は●●●●の駐車場があるのですが、お寺の、そのお寺ののり面が畑なのです、地目上、朝倉さんの。できれば●●●●に寄進をしたいという話でお話をしているらしいのですが、●●●●としては財産を持ってないということで一応話を濁されている状況らしいのです。実際の、●●●●にも畑はあるのですが、畑の持ち主は今の住職さんのお父さんが●●●●におられまして、その方が今●●●●歳で、名義が全部、●●●●のお父さんの名義です。何かいい知恵があれば、皆さんのお知恵を拝借したいなと思います。よろしくお願いします。

議長（会長）

今の件に関して、寒川委員さん、詳しいのでは。

寒川 巧委員

宗教法人に関しては、ちょっとあまり詳しくないです。ただ、今は、畑なのですか。

朝倉重弘委員

今は畑、地目上は。畑ですけれども、竹が生えて、崖です。

寒川 巧委員

作れない畑と言ったよね。だから、畑を寄附受けるのはお寺としては難しいのですが、耕作の権利がないのだから。だから、それが山林になって受けるというのだったら考えるかもしれませんが。畑では受けられないでしょう、多分。

議長（会長）

受け取るということですか。 くれるということ。

朝倉重弘委員

●●●●の住職さんとしては、やぶさかではないと。

岩澤佳宣委員

畑を山林か竹林かに変えては。

寒川 巧委員

何か境内地とか何かだったら可能性あるのです。お寺に必要だから、上が駐車場だから、そのきしが必要だからということなら分かるのですが、畑ではちょっと難しいかなという感じがします。

議長（会長）

寄附してくれるということですか。

事務局

●●●●さんの畑をお寺に寄附したいということですか。

議長（会長）

のり面だけを。

岩澤佳宣委員

畑で寄附せんと地目で寄附したい。

吉原博美委員

非農地にしたらいい。

事務局	非農地証明という制度はあるのですけれど、それは地目を変えられるのです。もう農地でないですという証明をもらって。
朝倉重弘委員	ただ、山林は無理だと思うのです、見た感じ。畑ではないです。確かに畑としては機能してないという状況。崖です、本当の。
事務局	のり面みたいに、もう耕作できないような状態ですか。
朝倉重弘委員	いや、竹が生えているのを●●さんが切って。
議長（会長）	のり面になっているところでしょ。
朝倉重弘委員	のり面です。むちゃくちゃ急です。ずっと相談されていたみたいなのですが、もう前のときから。
松岡浩二委員	でも、上の土地は●●●でしょ。
朝倉重弘委員	●●●です。
松岡浩二委員	そののり面でしょ。
朝倉重弘委員	何であそこが畑になったかも分からないでしょ。
松岡浩二委員	分からない。
議長（会長）	のり面だったらどうなるのか。
事務局	現場を見させてください。また後で教えてもらって、担当と一緒にお話できたらと思いますので。
朝倉重弘委員	ありがとうございました。
議長（会長）	ほかにございませんか。
事務局	先々月ですか、農業委員と推進委員さんの公務災害の補償制度の加入いうことをお願いしたと思うのですけど。皆さんのご協力で全員の方から申込みありましたので、本当にお忙しい中ありがとうございます。この場を借りてお礼申し上げます。ありがとうございました。それと、冒頭、会長のほうからもお話であったのですが、農地パトロールの関係なのですが、来月には調査図面をお配りできる予定です。それに合わせて、事前に調査の日程についてまた担当からお願いすることがあると思いますので、よろしくご協力をお願いしたらと思います。次に次回の定例会のことですけども、8月20日金曜日午後1時半から、ここ本庁3階、301、302で開催しますので、予定をよろしく願いしたらと思います。あと、認定の関係の資料のほうは後で回収しますので、机の上に置いていただいたらと思います。以上です。
議長（会長）	農地中間管理機構の方、何かありませんか。
農地中間管理機構	別にございません。
議長（会長）	以上をもちまして、令和3年7月農業委員会定例会を閉会と致します。慎

重なる審議、ありがとうございました。

(3時26分閉会)

各議案毎の採決結果（議長は可否に入らず）

・農地法第3条に基づく申請審議について
賛成委員・・・・・・16名 反対委員・・・・・・0名

・非農地証明願について
賛成委員・・・・・・16名 反対委員・・・・・・0名

・農地法第4条に基づく申請審議について
賛成委員・・・・・・16名 反対委員・・・・・・0名

・農地法第5条に基づく事業計画変更の申請審議について
賛成委員・・・・・・16名 反対委員・・・・・・0名

・農地法第5条に基づく申請審議について
賛成委員・・・・・・16名 反対委員・・・・・・0名

・農地利用集積計画の審議について
賛成委員・・・・・・16名 反対委員・・・・・・0名

・農業経営改善計画の審査について
賛成委員・・・・・・16名 反対委員・・・・・・0名

・青年等就農計画の審査について
賛成委員・・・・・・16名 反対委員・・・・・・0名

上記は会議の顛末を録して正当なることを証して署名する。

農業委員会会長（議長）

署名委員 1 2 番

署名委員 1 3 番